

2025 年度 神戸市中小企業投資促進等助成制度

《ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得》

公 募 要 領

【申請受付期間：2025 年 4 月 14 日（月）～2026 年 2 月 27 日（金）必着】

※予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

神 戸 市

1. 目 的

市内中小企業の操業基盤の強化を図るため、ロボットシステムインテグレータに必要な知識、技能及び提案能力の習得や高度化を図る事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 助成対象者

神戸市内の事業所（本社、支店、営業所、店舗、工場^{※1}又は研究開発拠点^{※2}）において、交付申請書の提出日の1年以上前から継続して事業を営み、かつ、納期限が到来している神戸市税（法人税、固定資産税等）の滞納及び未申告がない中小企業者^{※3}

※1 物品の製造又は研究開発の過程において必要となる機械又は装置が設置される施設及びこれに附帯する施設。

※2 先端的な技術を用いた製品開発に資する研究を行う機械又は装置が設置される施設及び関連施設。

※3 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）

(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)～(ウ)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(オ) (ア)～(ウ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

(5) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者

(6) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者。

3. 助成の対象となる事業及び経費

市内の事業所において、ロボットシステムインテグレータ（SIer）事業を新たに行う、又は拡大する、若しくは実演等を通じてロボットの導入提案が可能な環境を整備する中小企業者が導入する、以下の要件に該当する設備の取得及び設置に要する経費が対象となります。（賃借料（リース取引等を含む）及び消費税を除く）

「4. 対象地域」に該当する地域の事業所において、以下の設備（償却資産として申告されるもの※）を取得し自ら所有するもの。

対象設備	種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
	機械及び装置	ロボット本体、ロボットに取り付ける機器・周辺装置、ロボット制御のために必要なソフトウェアなど

※ 次に該当するものは償却資産ではないため、助成の対象となりません。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入されるもの
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括償却されるもの
- ④ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

注：交付決定日以降に発注・契約締結した事業・経費が対象となります。それ以前に発注・契約締結した事業・経費は対象となりません。

注：事業完了報告時まで「事業継続力強化計画」の認定を取得することが要件となります
事務所が所在する地域を管轄している経済産業局への提出・認定が必要です。

詳細は、中小企業庁HPをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



4. 対象地域

以下①～③のいずれかの地域

- | |
|---|
| <p>① 都市計画法に基づく用途地域が「工業専用地域」「工業地域」「準工業地域」のいずれかに該当する神戸市内の地域</p> <p>② ポートアイランド第2期において、用途地域が「商業地域」（中央区港島南町1丁目・2丁目・6丁目）に該当する地域</p> <p>③ 神戸ハイテクイースト工業団地（西区榎谷町寺谷字榎谷1242番地の118）</p> |
|---|

ただし、導入前に比べて振動、騒音等により周辺環境が悪化しないと認められる場合は上記以外の市内地域での設備投資も助成の対象とします（交付申請時・事業完了報告時に別紙「導入設備の騒音・振動等に関する説明書」の提出が必要です。事業完了報告時に「導入前と比べて周辺環境が悪化していない」と認められない場合、交付決定を取り消します。）。

※ 用途地域については、都市局都市計画課（三宮国際ビル6階）の窓口にて備え付けのコンピュータ「ゆーまっぷ」で確認できます。また、以下の神戸市役所のホームページ（神戸市情報マップ）でも確認できます。

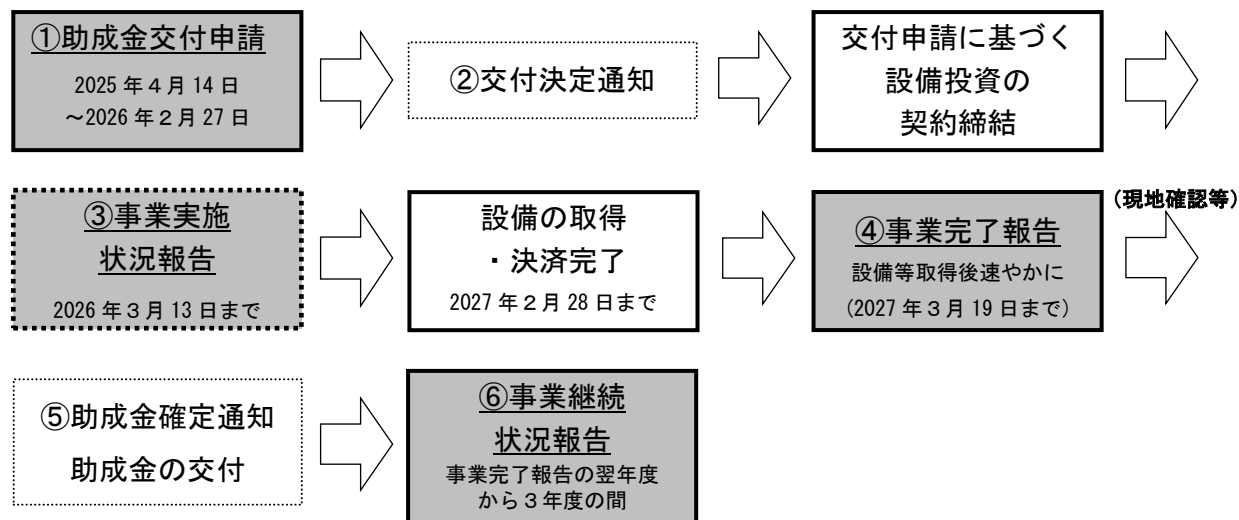
<https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal>

※ 地域によっては、大変わかりにくい場合がありますので、土地が上記の地域内にあるかどうかを事前にご確認ください。



5. 助成金額 助成対象経費の 1/3 以内（上限額：1 社あたり 500 万円）

6. 助成金交付までの手続き ※ **太枠**は申請者が行う手続きです。



【①助成金交付申請】

別紙「交付申請書類チェックリスト」を確認し、オンライン「e-KOBE（スマート申請システム）」より申請してください。



URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

※事業者向け手続きから「中小企業投資促進等助成」を選択して申請してください。

※Word、Excelの様式はWord、Excelのまま添付してください。PDFでの提出を希望される場合は、文字検索できる状態のPDFを添付してください。（一度印刷したものをスキャンして作成したPDFなど文字検索できないPDFの提出はご遠慮ください。）

※登記簿や定款、決算書類など紙の書類をPDF化したものについて、文字が読み取りづらいケースがあります（解像度が低く、文字が潰れているケースなど）。提出前に確認をお願いします。

【② 交付決定】

交付申請内容を審査した後（現地確認を行う場合があります。）、助成金交付の適否及び助成金額の上限を決定し、交付決定通知書により通知します（採択となった案件については、事業者名、交付決定区分、事業計画名を市のホームページ等で公表します）

【③ 事業実施状況報告】 ※事業完了報告が 2026 年 4 月 1 日以降になる場合のみ

2026 年 3 月末時点での設備の取得見込みについて、「助成対象経費明細書」（様式第 3 号ーイ）に記載し提出してください（領収書等の添付は不要です）。

【④ 事業完了報告】

交付の決定を受けた事業の完了後、別紙「事業完了報告書類チェックリスト」を確認し、完了報告を行ってください。

なお、①の交付申請時から振込口座の変更を希望する場合、「振込先口座変更届」を併せて提出してください。

【⑤ 助成金の額の確定】

現地確認等を経て事業完了報告書類の内容を精査した後、助成金の額を確定し、助成金確定通知書により通知するとともに、助成金を交付します。

【⑥ 事業継続状況報告】

助成事業の継続状況について、事業完了した年度の翌年度から3年度の間、毎年3月末日までに「事業継続状況報告書」（様式第12号）を提出してください。（記載内容については、「作成要領」を参照して下さい。）

【事業継続状況報告書（様式第 12 号）作成要領】

（SIer：ロボットシステムインテグレータ）

確定番号 確 第 号【助成額確定日 年 月 日】

「神戸市中小企業投資促進等助成金確定通知書」に記載されている確定番号と文書の日付を記載してください。

1 助成事業の状況

報告日現在の状況について、いずれかの項目 1 つの□に✓チェックを入れてください。

- ・SIer として、ユーザー等と取引を行っている
- ・SIer として、取引開始の目途がついた
- ・自社内での SIer 業務ができる
- ・SIer 育成を継続中
- ・SIer 育成を中断（中止）した

2 助成事業の状況に関する説明

「1 助成事業の状況」で選択した項目について、その内容について具体的に記載してください。

○「SIer として、ユーザー等と取引を行っている」を選択した場合

- ・SIer として、主にどのような業務を行っているか
- ・SIer の人数
- ・総売上額、今後の販売目標
- ・取引拡大に向けた取り組み、課題 など

○「SIer として、取引開始の目途がついた」を選択した場合

- ・SIer として、主にどのような業務を行う予定か
- ・SIer の人数、取引開始予定時期
- ・取引開始後の販売価格、販売目標
- ・取引拡大に向けた取り組み、課題 など

○「自社内での SIer 業務ができる」を選択した場合

- ・自社内でどのような SIer 業務を行っているのか。
- ・SIer の人数
- ・取引につながらなかった原因、課題
- ・取引創出に向けた取り組み など

○「SIer 育成を継続中」を選択した場合

- ・SIer 育成事業の目標と現段階の進捗状況と関係
- ・今後の方針・予定
- ・現在抱えている課題や今後の育成に向けた課題 など

○「SIer 育成を中断（中止）した」を選択した場合

- ・SIer 育成を中断又は中止した理由

3 その他特記事項

SIer 育成や SIer 事業を実施するうえでの相談事項などがあれば記載してください。

7. その他

- (1) 交付決定を受けた事業を変更（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）又は中止しようとするときは、「事業変更（中止）届出書（様式第8号）」で速やかに申請してください（変更の場合は変更後の交付申請書類一式も併せて申請してください）。その場合、変更（中止）前の交付決定は効力を失い、変更の場合は再度交付決定の審査を行うこととなります。
- (2) 交付申請書類に記載した設備等の契約（予定）日又は取得（予定）日が守られない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 本制度の助成金の交付を受けた場合、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、設備の台帳、領収書その他の帳簿類等の関係書類を、必ず保管しておいてください。また、助成事業の成果等について、神戸市から適宜、報告を求める場合がありますので、予めご了承願います。
- (4) 本制度の助成金の交付を受けて取得した設備は、助成金の交付を受けた日の属する市の会計年度の末日から5年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為をすることができません。これらの行為を行う前に、必ず神戸市に協議のうえ、事前に承認を得てください。
 - ア. 当該設備を助成金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - イ. 当該設備を助成金の交付決定を受けた事業所とは別の所在地にある事業所等に移転又は移設する行為
- (5) 市税に滞納及び未申告がある場合は、本助成金の交付は受けることはできず、また既になされた交付決定を取り消す場合があります。
- (6) 虚偽の申請や報告等により助成金の交付を受けたとき、あるいは、助成金の交付を受けた後に(2)の条件に違反したことが判明したときは、助成金を返還していただく場合があります。
- (7) 国・県等の補助制度との併給はできません（併願は可能）。
- (8) 助成金は当該予算の範囲内で交付しますので、申請額の合計が予算を上回った場合は、予算の範囲内で減額される場合や不採択（不交付決定）となる場合があります。
- (9) 「設備投資・新增設」・「専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得」・「生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション」にかかる助成金も併せて申請する場合は、それぞれ別個に申請してください。なお、この場合、1社当たりの助成額（海外生産拠点の神戸市内移転、健康・医療物資製造設備、戦略産業分野での事業展開に必要な設備・建物にかかる助成額を除く）の合計は1,000万円が上限となります。

○ 問い合わせ先

神戸市経済観光局工業課

電 話：(078)984-0340

Eメール：kogyoka@city.kobe.lg.jp

（お問い合わせは土・日・祝日を除く 9:00～12:00、13:00～17:00）

公募要領は、「神戸市」のホームページからダウンロードできます。

・神戸市

<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/toshisokushin/07tosisokushinjosei.html>



神戸市中小企業投資促進等助成金 交付申請書類チェックリスト

【ロボットシステムインテグレータ 育成のための設備取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	助成金交付申請書（様式第 1 号）
	事業概要書（様式第 2 号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第 3 号ーイ）
	会社概要書（様式第 4 号） ※団体の場合はその概要が分かる資料（定款等）
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 5 号）
	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）・定款の写し
	直近の決算書類一式（貸借対照表・損益計算書）
	設備の取得を行う建物の位置図、設備の設置予定場所の分かる平面図、現況写真
	発注予定設備の仕様等が分かる資料（パンフレット等）
	見積書等の写し
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」）と計画申請書の写し（交付申請時点で認定取得済みの場合）
	ロボットシステムインテグレータ（SIer）育成に関する計画書
	【準工業地域・工業地域・工業専用地域以外で設備を取得する場合】導入設備の騒音・振動等に関する説明書（必要に応じて資料添付）
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ

神戸市中小企業投資促進等助成金 事業完了報告書類チェックリスト

【ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得】

申請時の添付書類の準備・チェックにご活用ください

	事業完了報告書（様式第 10 号ーイ）
	助成対象経費明細書（様式第 3 号ーイ）
	発注書 又は 契約書等の写し（契約[発注]内容・契約[発注]日・契約[発注]金額・契約[発注]先・所有権の移転時期が記載されているもの）
	納品書・完了届の写し
	領収書及び請求書等の写し（支払日・支払金額・支払先が記載されているもの、及び請求書の写しなど支払内容が記載されているもの）
	設備の取得を行った建物の位置図、設備の設置場所の分かる平面図、完成写真
	「事業継続力強化計画」の認定書（認定を受けた場合に各経済産業局等から交付される「認定通知書」）と計画申請書の写し（交付申請時に添付しなかった場合のみ）
	【準工業地域・工業地域・工業専用地域以外で設備を取得する場合】導入設備の騒音・振動等に関する説明書（必要に応じて資料添付）
	【騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法及び環境の保全と創造に関する条例における特定施設に該当する場合】所定の届出書の写し
	神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第 5 号） ※交付申請時から変更がある場合のみ
	振込先口座変更届 ※交付申請時から変更がある場合のみ
	その他 [] ※神戸市から指示があった場合のみ